

様式第5号（第10条関係）

令和8年 2月 2日

部署名：契約管財課

電話：0942-65-7067

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

所在地 東京都渋谷区本町1丁目13番3号
商号又は名称 株式会社トーニチコンサルタント

2 指名停止の期間

令和8年2月2日から令和8年5月1日まで（3か月間）

3 事実概要

株式会社トーニチコンサルタントは、名古屋市発注の特定跨線橋点検等業務の入札において、独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

4 指名停止の理由

上記の事実は、筑後市指名停止等措置要綱別表2第6項（独占禁止法違反行為）に該当することから、指名停止期間は6か月以上12か月以内であるが、課徴金減免制度の適用を受けているため措置期間を2分の1とする。

本件については、過去の事例等から指名停止期間3か月の措置とする。

【筑後市指名停止等措置要綱 別表2】

措置要件	期間
独占禁止法違反行為 6 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した契約に係る一般工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から6か月以上12か月以内

【筑後市指名停止等措置要綱運用マニュアル第11第2項】

(3) 本項の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項前段の期間が本項に規定する期間の短期を下回る場合においては、要綱第7条第3項の規定を適用するものとする。